



農事相談会

令和4年7月・8月・12月に10地区で、6回開催した農事相談会の一部です。貸借や売買等についての相談を受けました。



農政振興部会主催の「意見交換会」には6人の農業経営者をお招きし、多くのご意見を伺いました。



意見交換会 (R4.12.14)

進入路の荒廃等で現地を確認できない場合、ドローンを飛ばして確認するデモンストレーションを行いました。



農地パトロール (R4.11.16)

私は農地最適化推進委員を一期務め、その後農業委員となり今年で4年目半ばとなります。この間、遊休農地の解消に向け各種研修や農地パトロール等を実施してきました。



農政振興部副部会長
内田 正一（畠野地区）

遊休農地の解消に向けて

近年、中山間地や郷内における田畠の荒廃及び竹林化による遊休農地が増加しています。こういった遊休農地の増加は、平野部においても近い将来、現実となる可能性をおびています。その要因としては、高齢化が進み、離農者が相次ぎ、農地の保全管理が難しくなることが挙げられます。

また、農業を取り巻く環境も悪く、担い手が思うように育たないということも一因となっています。

現在、各地区や集落にはそれぞれ中核農家が存在し、離農者の耕地を守つていただいておりますが、今後、加速度的に離農者が増加することも予想される中、新たな担い手の確保と企業の農業分野参入も視野に入れ、自然豊かな佐渡の農地を守り、又、遊休農地の解消に向け、農業委員として頑張ってまいります。

農地パトロールに参加して



農業委員
池 克博
(赤泊地区)

11月16日、農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会し、農地の利用最適化を目的とした農地パトロールが実施されました。

今回は、新規就農者が規模を拡大するため1アール設定し貸借した農地、耕作面積が小さく荒廃している農地法の適用を受けない事実確認願いがあつた農地、商業施設を建築するため転用した農地、進入路がなく荒廃化が著しく非農地とした農地、営農型太陽光発電設備を設置した農地等を事務局から事務の流れや留意事項の説明を受けながらのパトロールでした。知識の乏しい私にとって大変勉強になりましたし、農業委員会の重要性や責務の重さを感じられた充実した1日となりました。今後の活動に活かせればと思っています。



農業委員
外内 豊明
(畑野地区)

正夢は農地フル活用

いか一緒に考えたいと思っておりますので、どうぞお気軽にお声がけいただきたいと思います。

本来肩代わりは棚田が多く耕作しにくい中山間と優良農地が多い平場の農家間で調整して耕作放棄地を増やすやさしい取り組みで、中山間と平場とのウイン・ウインの関係になるはずなのだが、限界は中山間地から始まっているのだろう。他方、平場でも大規模化しすぎて畦畔の草刈りに手が回らない等の課題が出ている。

農政の大転換が必要で、米は作りたいだけ作り余った米は輸出、あるいは不足国へ補助し、農地をフル活用する（国の責任で）。正夢になることを願うのは小生一人だけだろうか。

終わりに、昨年末の大雪で家屋や農業施設、農作物等に被害を受けた方、そして長期の停電で不自由な生活をされた方々に、心から御見舞申し上げます。

春にならないと被害の全容は未だわかりませんが、ハウスの倒壊や農道の倒木処理等に費用や手間も掛かる

現在進めている非農地調査（復旧見込みのない農地を地主の意向を受けて地目変更）が影響しているのかも知れない。

高齢でもありもう限界。転作初期に植林した分も面積カウントされているが、将来どうなるか心配」と聞かれ、「現況主義でやっているので、最低限一年に一回は草を刈るなどの保全管理をしてほしい」と応じたのが

が……。

目に見える農業委員会活動の一環として始めたものです。

佐渡市農業委員会では、令和4年度、新たな取り組みとして、農家の皆さんから農地等に関するご相談をお受けする「農事相談会」を地区別に実施しました。この取り組みは、農地の有効利用を図るとともに、

今年度は、10地区別にそれ

ぞれ6回ずつ開催し、農地の貸

借など幅広いご相談をいただきま

した。今後も農業者の声を直

にお聞きし、農地等の課題の解

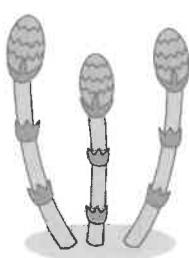
消を図っていくため、この取り

組みを継続しながら、農地利

用の最適化を推進していきたい

と思います。

新たに「農事相談会」を実施しました



農業者との意見交換会に 参加して思う事



農業委員
渡部 明弘
(新穂地区)

令和4年12月中旬以降の強風及び線状降雪帯による短時間の降雪により停電や、自宅、農業用ハウス等の損壊で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私が担当している地域の現状は再圃場整備完了地区の圃場に関しては近年若い耕作者の姿が見られるようになり心強く思っております。しかし住宅地周辺の未整備圃場に関しては中々耕作をしてくれる人がいないのが現状です。

ここからは令和4年12月14日を開催された農業者との意見交換会について少し述べたいと思います。(テーマは利益を出せる園芸農家) 6軒の農家さんが参加。共通している問題点としては、市場が限られている、個人売買はリスクが大きい(クレーム対応)、人手の確保に問題がある、

高齢化等の意見がありました。どの問題点も解決が極めて困難なことです。特に高齢化に関しては私の集落でも深刻な問題です。今後高齢化により引退されていく農家の農地及び地域の水路、農道を耕作、維持管理していくにはどうすれば良いのか。令和4年11月18日開催された、新潟県農業委員会大会においても農地利用最適化及び農地利用再編が

「農地の斡旋マニアルの作成について」発表がありました。

私の農業委員としての任期も早いもので令和5年7月で終了となりますが、任期中は推進委員の方々と共に前向きに耕作放棄地の発生が最小限となるように努力していきました。

改正された農業基盤強化促進法が、令和5年4月1日に施行となり、相対での契約が令和7年4月から廃止となります。

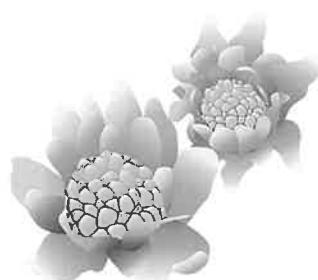
それに伴い農業委員会の業務も、多様化が求められることが想像されます。すでに前回の改正でいろいろ仕事が増えているのになかなか大変になります。

これから春の作業に向かつて穩便な日が続くことを願いたいものです。改定された農業基盤強化促進法が、令和5年4月1日に施行となり、相対での契約が令和7年4月から廃止となります。

今年は、湿った雪が各地で倒木を引き起こし、果樹の被害、ハウスの被害等多くの被害が発生した冬でした。

編集後記

啓蟄も過ぎ、そろそろ農作業の準備に掛かる方も多くいらっしゃるのではないかでしょうか。



この「農業委員会だより」の編集を平成23年から10年間担当させていただきました。寄稿にご協力いただいた委員・推進委員の皆さんに感謝します。

編集委員 佐々木



日本農業の担い手である農業者の方々の、老後生活の安定を図ることなどを目的とした、農業者だけが加入できる「農業者のための年金」です。

農業者年金の6つのポイント

- ①農業者なら広く加入できます。
- ②積立方式(確定拠出型)の年金です。
- ③保険料の額は自由に決められます。
- ④終身年金で80歳までの保証付きです。
- ⑤保険料の全額社会保険料控除などの税制面の優遇措置があります。
- ⑥認定農業者など意欲ある担い手には国庫補助があります。

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

令和5年7月23日をもって任期満了となる農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦を求めるとともに募集を行います。

募 集 要 項

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ○推薦又は応募によります。 ○既定の推薦書又は応募申込書に必要事項を記入の上、農業委員会事務局又は各支所・行政サービスセンターへご提出ください。（平日の午前8時30分から午後5時30分まで。） ○募集要項、推薦書及び応募申込書は農業委員会事務局、各支所・行政サービスセンターに備え付けるほか、市ホームページからもダウンロードできます。 	
受付期間	令和5年4月3日（月）から4月28日（金）まで【必着】※郵送の場合は農業委員会事務局宛て	
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会が所管する事項についての職務を適切に行うことができる者	農地等の利用の最適化の推進についての熱意と識見がある者
資格	<p>次のいずれかに該当する者は、委員になることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ○禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 	
主な職務	<ul style="list-style-type: none"> ○農地利用最適化の推進活動（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進） ○権利移動などの許認可に係る農地について、現地確認と総会での審議・判断 ○非農地に該当する農地の現地確認と非農地判断 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地利用最適化の推進活動（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進） ○権利移動などの許認可に係る農地の現地確認 ○農地の利用状況調査及び遊休農地の所有者への利用意向確認
任期	令和5年7月24日から令和8年7月23日まで	委嘱された日（令和5年7月24日予定）から令和8年7月23日まで
募集人数	24人（市内全域を1区として募集）	37人（地区ごとに募集数を定める）
選任方法	<p>推薦を受けた者及び応募者の中から候補者を選定し、市議会の同意を得た上で、市長が任命します。</p> <p>なお、選定にあたっては、農業委員候補者評価委員会が推薦書又は応募申込書をもとに審査・評価を行い、その結果を市長に報告します。（必要に応じて面接を行う場合があります。）</p> <p>また、選定にあたっては、次の条件があります。</p> <p>①認定農業者が過半数（13人以上）であること。 ②利害関係のない者（中立委員）を1人以上含むこと。</p> <p>※また、委員の配置にあたっては、地区ごとに偏りがないように配慮します。</p>	<p>推薦を受けた者及び応募者の中から候補者を選定し、次のとおり担当地区を定めて農業委員会が委嘱します。</p> <p>両津地区 7人 相川地区 3人 佐和田地区 3人 金井地区 4人 新穂地区 3人 畑野地区 4人 真野地区 4人 小木地区 2人 羽茂地区 4人 赤泊地区 3人</p> <p>なお、選定にあたっては、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が推薦書又は応募申込書をもとに審査・評価を行い、その結果を農業委員会に報告します。（必要に応じて面接を行う場合があります。）</p>
情報の公開	農業委員会等に関する法律の規定に基づき、応募の状況を市ホームページ等で公表します。なお、公表は、推薦書又は応募申込書に記載の住所・電話番号を除くすべての内容が対象となります。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができます。但し、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することはできません。 ○両委員とも佐渡市の非常勤特別職となり、職務には守秘義務が伴います。 	